**新規指定申請意思確認書**

介護保険法に基づく新規指定申請を行いますので，納付書の発行をお願いいたします。

なお,指定申請を行うに際して，旭川市手数料条例に基づき，旭川市の指定する期日までに指定手数料を納付いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 代表者の職名・氏名 | 職名 | 氏名 |
| 法人所在地 | （〒　　　　－　　　　　） | |
|  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定希望日 | 令和　　　年　　　月　　　日（指定希望日は毎月１日を基本としています。） | |
| 事業所名 |  | |
| 事業所所在地 | （〒　　　　－　　　　　） | |
|  | |
| サービス種別 | ① | ② |
| （介護予防サービス，指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを同時申請する場合は②に記入してください。） | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者氏名 |  | | | |
| 連絡先 | TEL | | FAX | |
| 納付書送付先  （チェックをつける） | □ 法人宛を希望する | □ 事業所宛を希望する | | □ その他  （送付先住所等を以下に記入） |
| 送付先住所等  （その他を選択した場合） | （〒　　　　－　　　　　） | | | |
| 住所： | | | |
| 宛名： | | | |

注１　新規指定申請意思確認書は，申請を予定している事業所，サービス種別毎に１枚作成してください。ただし，１事業所で居宅サービスや地域密着型サービスと同種の介護予防サービス，指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを同時に申請する場合は，１枚にまとめてください。

注２　発行された納付書は，当該新規指定申請意思確認書により申請意思を確認した事業の手数料を納付するためのものです。他の事業の指定申請の支払いには使用できません。

注３　予定していた指定申請を取りやめる又は指定希望日を変更する場合は，速やかに次の担当まで御連絡をお願いし

ます。

【問い合わせ先】

旭川市 福祉保険部 指導監査課（介護担当）

TEL 0166-25-9849

FAX 0166-26-7733

E-mail shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp